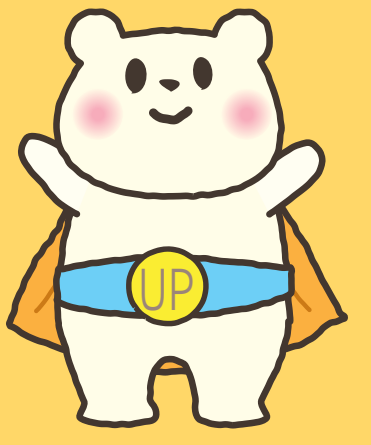



最低賃金を引き上げよう!

今すぐ時給 **1,000円に!**



誰もが安定した生活を送れるように
早急に時給1,000円を実現しよう!



最低賃金とは

日本には最低賃金法という法律があって、賃金の最低額が保障されています。具体的には、地域別最低賃金により都道府県ごとに最低賃金が定められています。正社員、契約社員、パート、アルバイト等の雇用形態や呼称にかかわらず、国籍を問わず、日本で働く全ての労働者に適用されます。使用者は、労働者に対して、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

なお、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について特定最低賃金が設定されている場合があります。

最低賃金の現状

2016年度の地域別最低賃金は、全国加重平均で時給823円。週40時間働いた場合には、月収約14万3000円、年収約172万円。賃金から社会保険料や税金が控除されるので、手取りの金額はもっと少なくなります。

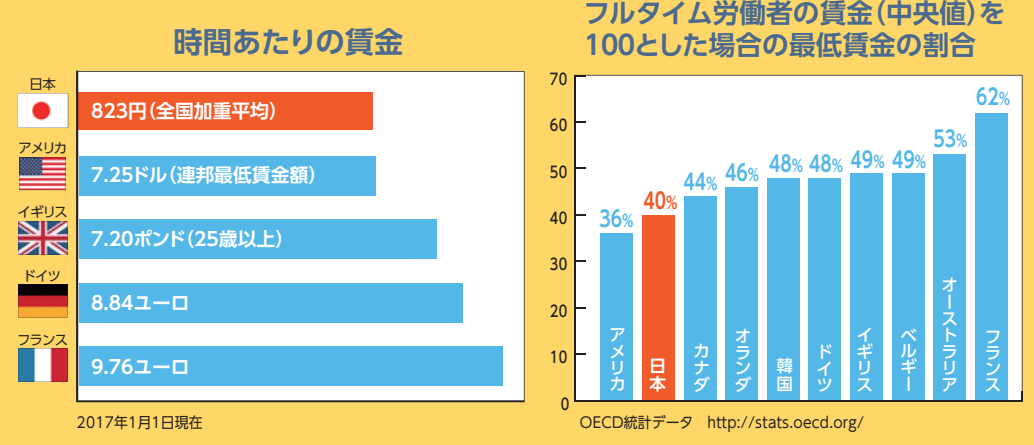


地域別最低賃金時間額 (2016年度)

北海道	786円	東京	932円 ^{最高}	滋賀	788円	香川	742円
青森	716円	神奈川	930円	京都	831円	愛媛	717円
岩手	716円	新潟	753円	大阪	883円	高知	715円
宮城	748円	富山	770円	兵庫	819円	福岡	765円
秋田	716円	石川	757円	奈良	762円	佐賀	715円
山形	717円	福井	754円	和歌山	753円	長崎	715円
福島	726円	山梨	759円	鳥取	715円	熊本	715円
茨城	771円	長野	770円	島根	718円	大分	715円
栃木	775円	岐阜	776円	岡山	757円	宮崎	714円 ^{最低}
群馬	759円	静岡	807円	広島	793円	鹿児島	715円
埼玉	845円	愛知	845円	山口	753円	沖縄	714円 ^{最低}
千葉	842円	三重	795円	徳島	716円	全国加重平均	823円

国際的に見ると低い日本の最低賃金

最低賃金の定め方は国によって異なりますが、他の先進国と比較すると、日本の最低賃金は低くなっています。「フルタイム労働者の賃金(中央値)を100とした場合の最低賃金の割合」の国際比較でも、日本は40%と最低に近いランクになっています。国連の勧告でも、日本の最低賃金について、その平均水準の低さに対する懸念が示されています(2013年5月採択 社会権規約委員会「日本の第3回定期報告に関する総括所見」)。



どうして日本の最低賃金は低いのか

かつて最低賃金で働く人の多くは、主婦パートや学生アルバイト等、家計の補助として働く非正規労働者でした。家庭には正社員である男性の稼ぎ手がいることが多かったため、最低賃金の低さが深刻な問題として十分には認識されていませんでした。



また、日本の地域別最低賃金の金額決定の考慮要素には、「労働者の生計費及び賃金」のほか、諸外国には見られない「通常の事業の賃金支払能力」が法律で定められており、これを根拠に、審議会が経営者を代表する委員が引上げに反対してきたという事実があります。

最低賃金はどう決められるの?

毎年、厚生労働省の中央最低賃金審議会と各都道府県の審議会で議論されます。審議会は、労働者を代表する委員(労働組合の役員等)、経営者を代表する委員(経営者団体の役員等)、中立的な立場の委員(学者や弁護士等)の三者で構成されます。各都道府県の審議会は、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして意見をまとめ、その意見を踏まえて各都道府県の労働局長が金額を決定します。ただ、実態としては、ほぼ中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安どおりに決定されています。

中央審議会
目安の提示

➔

都道府県審議会
最低賃金の審議

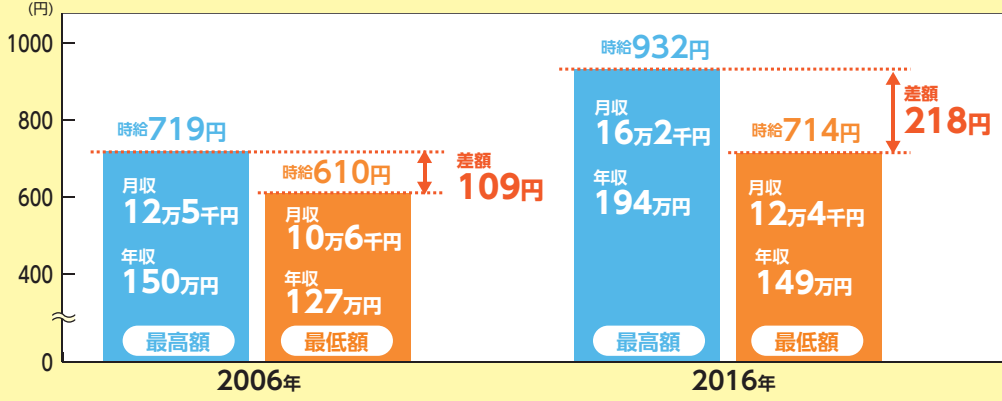
➔

労働局長
金額を決定

地域間格差の拡大

地域別最低賃金は、都市と地方で格差が生じており、その差は拡大しています。地方は、急激な人口減少や県外への人口流出によって地域の求職者が大きく減少しています。地域の活性化のためにも、地方の最低賃金を大幅に引き上げて、地域間格差を縮小させる必要があります。

地域別最低賃金の最高額と最低額 ※月収・年収は週40時間働いた場合

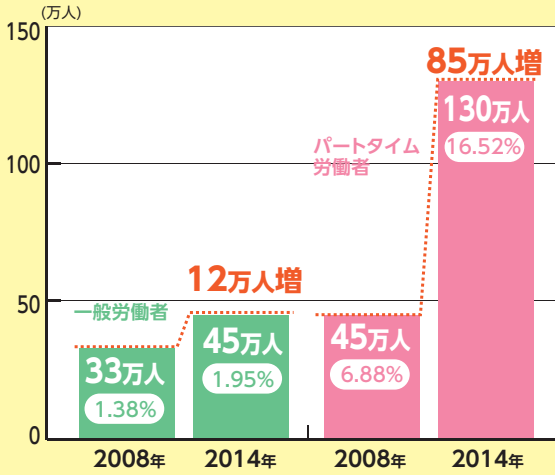


最低賃金付近の労働者の増加

日本では、正社員として働く人たちが減少し、非正社員の割合が増加し続けています。そのことにもよらず、最低賃金をわずかに上回る賃金未満で働く労働者(最低賃金近傍労働者)が増えています。

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
資料シリーズNo.177 2016年5月
[2007年の最低賃金改正後の労働者の賃金の状況]
図表1-3-1-1、1-3-1-2、1-3-2-1、1-3-2-2)

最低賃金近傍で働く労働者 (地域別最低賃金×1.05未満)



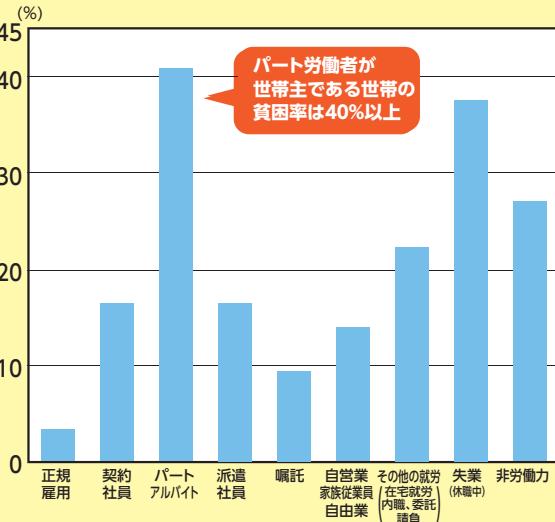
生活が苦しくて希望がもてないよー



深刻化するワーキングプア

日本の相対的貧困率は、16.1%になっています(平成25年国民生活基礎調査の概況)。また、主に自らの収入で家計を維持する非正社員の割合は増加しており、パート労働者が世帯主である世帯の貧困率は40%以上と高くなっています。最低賃金は、家計補助的な働き方をする人たちだけの問題ではなく、フルタイムで働いていても安定した生活を送ることができないワーキングプアを生み出しています。

世帯主の就業状態・就業形態別の貧困率



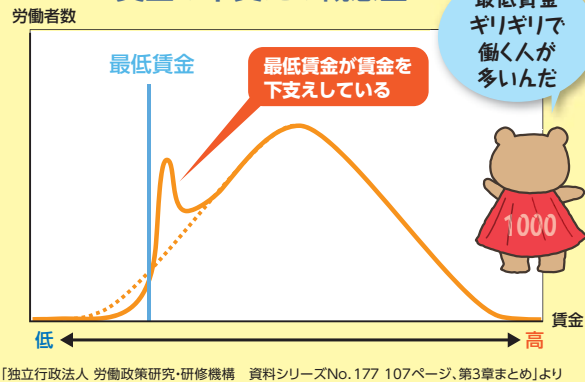
出所: 樋口美穂・石井加代子・佐藤一恵(2016)「日本の所得格差と所得変動—国際比較・時系列比較による動的視点—」『三田学術研究』第59巻第3号、P.67-91、慶應義塾大学学芸会
注1: KHPS2005-2014をベースとしたデータより作成。注2: 調査対象者もしくはその配偶者が世帯主(25-64歳)であるサンプルに限定(N=21,194)。
※KHPSは慶應義塾家計パネル調査の略称。

賃金格差を縮小させる最低賃金の引上げ

2008年以降の地域別最低賃金の引上げが労働者の賃金に与えた影響について、相対的に低賃金となっている労働者の賃金を底上げし、日本全体の賃金格差を縮小させる効果を持つことが確認されています。

日本に広がった貧困をなくしていくために、最低賃金の引上げが喫緊の課題となっています。

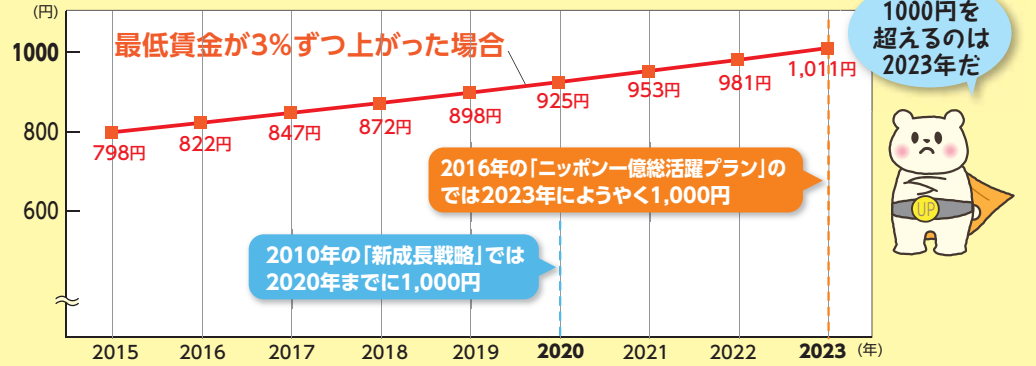
賃金の下支えの概念図



〔独立行政法人 労働政策研究・研修機構 資料シリーズNo.177 107ページ、第3章まとめ〕より

政府の最低賃金の引上げ目標が後退している

政府は、2010年6月の閣議決定において、「2020年までに全国平均1000円にする」という目標を明記していましたが、ところが2016年6月の閣議決定では、「年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す」とされています。年率3%程度の引上げでは、2020年までに全国平均1000円を実現することはできません。また、名目GDPの成長率が低いときには、最低賃金が引き上げられない可能性もあるのです。

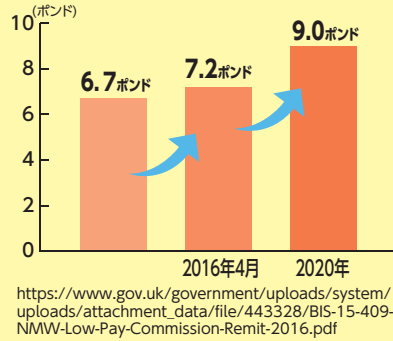


世界では最低賃金の大幅な引上げの動きが広がっている

全国加重平均1000円で試算すると、1日8時間、週40時間のフルタイム労働でも、月収約17万3000円、年収約208万円にとどまります。イギリスやアメリカでは、最低賃金を大幅に引き上げる動きが広がっています。日本でも、一部の労働組合が最低賃金を時給1500円まで引き上げる運動を始めています。



イギリス
25歳以上で週35時間以上働いている労働者の最低賃金を段階的に**9ポンド**(賃金中央値の60%)まで引き上げることになった。



アメリカ
15ドルへの引上げを決めたニューヨーク州やカリフォルニア州をはじめ、最低賃金を大幅に引き上げる動きが広がっている。

15ドルに引上げを決めた地域

- シアトル市**(ワシントン州。2015年4月1日施行)
▶2021年1月1日までに段階的に引上げ
<http://murray.seattle.gov/minimumwage/>
- サンフランシスコ市**(カリフォルニア州。2016年7月1日施行)
▶2018年7月1日までに段階的に引上げ
<http://sf.gov/olse/minimum-wage-ordinance-mw>
- ロサンゼルス市**(カリフォルニア州。2016年7月1日施行)
▶2021年7月1日までに段階的に引上げ
http://bca.lacity.org/index.cfm?xt=ee&xt_body=div_ows_minimum_wage.cfm
- カリフォルニア州**(2017年1月1日施行)
▶2023年1月1日までに段階的に引上げ
http://www.dir.ca.gov/dlse/faq_minimumwage.htm
- ニューヨーク州**(2016年12月31日施行)
▶ニューヨーク市内は2019年末までに、ニューヨーク市周辺は2021年末までに段階的に引上げ
<https://labor.ny.gov/workerprotection/laborstandards/workprot/minwage.shtm>

日本でも
今すぐ**1000円**さらに**1500円**へ...



最低賃金を引き上げて事業経営は大丈夫なのか

アメリカ連邦雇用省のホームページでは、最低賃金の引上げに対するいくつかの誤解を解く説明がなされています。



神話 中小企業の経営者は、これ以上労働者に賃金を支払う余裕はない。したがって、最低賃金の引上げを支持していない。

真実ではない ▶2015年7月の調査によれば*、従業員を雇用している中小企業経営者の5人中3人が、最低賃金を段階的に12ドルまで引き上げることを支持している。この調査によれば、中小企業経営者は、最低賃金の引上げで、「低賃金労働者のポケットにより多くのお金が入ることになるから、彼ら彼女らは住居費、食費、ガス代などにより多くのお金を使うことになるだろう。こうした商品やサービスの需要の拡大は、経済を活性化させ、事業機会の創出に役立つだろう。」と答えている。 *1 [2015年7月の調査]は「Small Business Majority」による

神話 最低賃金の引上げは事業にとって悪い。

真実ではない ▶学術研究によれば、より高い賃金が従業員の離職率を激減させることが認められており、採用及び教育訓練のコストを減らす効果が期待できる。

<https://www.dol.gov/featured/minimum-wage/mythbuster> 2017年1月23日調べ(仮訳)

日弁連は、最低賃金額が労働者の生活の安定を保障するのにふさわしい水準まで大幅に引き上げられることを求めます。